

# インターネット上の誹謗中傷等の被害について

令和3年3月

大阪市北区西天満 3-13-18  
島根ビルディング 4階  
小西法律事務所  
弁護士 小西 憲太郎  
(大阪弁護士会所属)

## 1 誹謗中傷

- (1) 名誉毀損
- (2) 侮辱
- (3) プライバシー侵害

## 2 名誉毀損

- (1) 名誉毀損とは  
公然と人の社会的な評価を低下させる事実を告げること。
- (2) 刑事上の責任  
刑法 230 条 1 項「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」  
刑法 230 条の 2「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」
- (3) 民事上の責任
  - ① 差止請求
  - ② 損害賠償責任
  - ③ 名誉回復措置

## 3 侮辱

- (1) 侮辱とは  
事実を摘示せずに、公然と人を侮辱（他者に対する軽蔑の表示）する行為
- (2) 刑事上の責任  
刑法 231 条「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」

(3) 民事上の責任

- ① 差止請求
- ② 損害賠償請求

※但し、「社会通念上許される限度を超える」必要がある。

4 プライバシー侵害

(1) プライバシー権とは

事故に関する情報をコントロールする権利

(2) 民事上の責任

- ① 差止請求
- ② 損害賠償請求

5 被害状況についての調査

6 対立利益として表現の自由・知る権利

7 ネット上であることの特殊性

- ・全世界に向けて発信されている。
- ・面識のない者が加害者であることがありうる。
- ・匿名性。

8 証拠保存

URLと書き込み内容がわかるように。

- (1) プリントアウト
- (2) パソコン、スマートフォンなどの画面を写真、動画撮影
- (3) スクリーンショット
- (4) PDF等へ出力

9 削除の依頼

(1) サイトの管理者等の調査

- ① 同サイト内から把握
- ② 「WHOIS」のサービスを利用して調べる

(2) サイト内の管理者やデータを管理するホスティングプロバイダに対して依頼  
オンラインフォーム、メール等を通じて

(3) 削除依頼文に記載すべき内容

- ① 氏名
- ② 連絡先（メールアドレス、電話番号等）
- ③ 削除依頼の対象となる記事
- ④ 削除依頼の理由
  - ・なぜ自分のことだとわかるのか。
  - ・どのような権利が侵害されているのか。

10 削除仮処分の申し立て

サイトの管理者等が任意の削除依頼に応じてくれない場合に、裁判所に仮処分の申立。

11 発信者情報開示請求

(1) 書き込みをした人物を特定するために

インターネットサービスプロバイダ（ISP）は契約者の氏名・住所等を把握している。  
ISPへの発信者情報の開示請求の為に、まずはコンテンツプロバイダに対してIPアドレス等の開示請求

(2) コンテンツプロバイダに対して

サーバにアクセスされた履歴（IPアドレスとタイムスタンプなど）の開示請求

- ① 任意の開示請求
- ② 仮処分の申立

IPアドレスが判明すれば、そのIPアドレスがどのISPのものかを調べる。

(3) インターネットサービスプロバイダに対して

プロバイダ契約者の情報開示請求。

- ① ログの保存請求
  - ア 任意の請求
  - イ 発信者情報消去禁止の仮処分
- ② プロバイダ契約者の情報開示請求
  - ア 任意の開示請求
  - イ 訴訟

12 刑事上、民事上の責任追及

発信者情報が開示され、書き込みをした人物が特定されれば、そのものに対し、刑事、民事上の責任追及

- (1) 刑事手続
  - ・被害届
  - ・告訴

(2) 民事手続

・交渉

・訴訟